(意見及び市の考え方)

■方針全般に関するご意見(33件)

(意見1)

箇条書き部分が■と●及び数字を使い、紛らわしく思います。

(市の考え方)

ご指摘いただいたご意見を踏まえ、箇条書きの行頭文字について、「●」及び「○」の表記については、「・」の表記に変更し、「○」と「・」が混在する文章については、「・」と丸付き数字での表記に変更させていただきます。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修正前
全般	全般
<u>・</u> または <u>①等</u>	<u>●</u> 及び <u>○</u>

(意見2)

新聞に掲載され、児童が心を病んでしまう状態まで深く傷ついたにもかかわらず、文言が多少追加されてはいるものの、順番を入れ替えたり、表現を示す言葉の言い替えたりなどのマイナーチェンジの印象です。もう子どもを傷つけないという強い決意が感じられるような、思い切ったフルモデルチェンジを希望します。

(市の考え方)

いじめの定義や認知については、教職員の気付きの感度を上げていく必要があると考え、具体例を 挙げながら加筆しております。

また、早期の適切な組織対応及び、関係機関・団体との連携が重要であると考え、加筆、整序して おります。特に、調査方法については、より具体的に書かせていただいております。

(意見3)

7ページなどに、「必要に応じて」の言葉があります。どのような捉われ方をするか分からないので、ある程度の基準を提示しておくべきと思います。

(市の考え方)

いじめ防止対策推進法第12条に、基本方針とは、「その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」と示されております。したがって、基本方針は、個別具体的な対応や、組織の詳細な体制や運用などを記載する性質のものではないと考えております。

また、いじめ事案には様々なケースや背景が想定され、柔軟な対応が必要な場合も多くあることか

ら、基本方針の内容を具体的にし過ぎると、即時適切な対応の弊害になりかねないと考えております。 このような考えのもと、ご指摘いただいたご意見を踏まえ、7ページの部分について修正させてい ただきます。

◆修正部分の対照表

修正後	修 正 前
(7ページ)	(7ページ)
・専門的な支援を必要とする場合、	○必要に応じて、

(意見4)

「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」について、もう少し文章を簡潔に、解りやすく誰でも理解できるようにしてください。

(意見5)

冊子の最終ページにある組織を図にしたものについて、分かりにくいです。

実際に問題が発生したと想定し、図式を見ても。具体的にどこへ話が持っていかれて、話し合いが行われているかが分かりづらいと感じました。

(意見6)

巻末のフロー図で、いじめについて、社会や地域が考えるためにも、地域との連携に関する内容 を記載した方がよいのではないか。

(意見7)

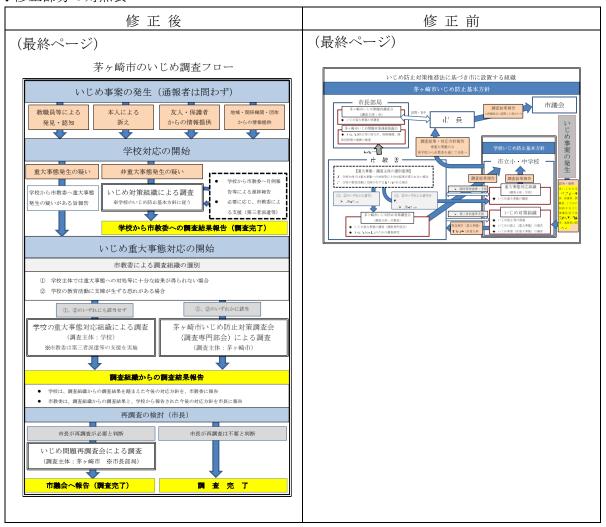
より詳細になったフローチャート、結果見にくい。

(市の考え方)

全体の書き方については、より詳細な記載を求めるご意見、簡潔な文章を求めるご意見のいずれもいただきました。この点、市としての説明が必要だと判断した内容については、可能な限り盛り込む方向で改定をしております。

最終ページの図は、組織同士の関わり方についての概念図としてお示ししておりましたが、調査の 対応フローとしてのわかりやすさを求めるご意見が多かったため、調査フローとして改変いたします。

◆修正部分の対照表



(意見8)

関係機関とか関係団体と言う表現がありますが、知らない人はどこまでの機関なのかどの団体なのか判断できませんので、ある程度具体的に入れておくか、補足説明しておいて欲しいです。

(市の考え方)

ご指摘いただいたご意見を踏まえ、関係機関・団体の説明を加筆させていただきます。

修 正 後	修正前
(1ページ)	(1ページ)
・・・その他の関係機関・団体(青少年教育相	・・・その他の関係機関・団体
談室、家庭児童相談室、神奈川県中央児童相談	
所、神奈川県警察本部少年相談・保護センター	
等、いじめの防止等のための取組において専門	

的な支援を行う各種機関・団体のことをいう。	
<u>以下同じ。)</u> と連携し、・・・	と連携し、・・・

(意見9)

未然防止や早期解決を掲げていますが、具体的に子どもの声をどう拾うかの記載がありません。 相談窓口や相談電話などを設置する考えはあるのでしょうか?教員の労働環境は、過労死ラインに ある割合が高いと報道されるくらい厳しいと思われます。現在の教育環境で一人一人の様子に注意 を払って未然に防ぐのは現実的に難しいのではありませんか?家や学校に居場所がないと感じて いる子どもが、先生や親に相談するとは限りません。深刻にならないうちに解決するには、身近な 人でなくても相談できる環境が必要だと思います。具体策を盛り込んでください。

(意見10)

「学校の状況に合わせて」「必要に応じて」「報告を受けたら」というスタンスは、受け身な印象を強く受けてしまいます。もっと普段から第三機関の巡回を増やし、各学校の状況を分析し、何が必要で足りていないのかを判断する必要があるのではないでしょうか。

(意見11)

14ページ、「第3 いじめ防止等を推進する体制」について

当事者の子ども、保護者が相談できる窓口として、学校職員以外のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員や青少年指導員など外部の第3者にも広げ、それらの専門職がキャッチし、いじめ対策組織に直接報告し、速やかに調査、確認ができるようにする。

(市の考え方)

各学校では担任をはじめとする教職員が児童・生徒の状況をつぶさに観察したり、学校生活に係るアンケートや教育相談等を通じて児童・生徒の状況を把握したりするとともに、家庭や地域、関係機関・団体にいじめ防止に係るリーフレットを配布し、いじめを認知した際には学校等に相談するよう呼びかけております。

また、各学校からの報告や相談に対して、教育委員会からスクールソーシャルワーカー等の専門性を有する職員を学校に派遣し、適時適切に助言等を行っております。

これらのことについては、茅ヶ崎市も、法に則り、4ページ「学校は、・・・(略)・・・困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め、児童・生徒からの相談に真摯に対応することが必要です。」、13ページ「子どもがいじめを受けている疑いがあると思われるときに、保護者が通報するための学校における相談・通報窓口を周知する措置を講じます。」とお示ししているように、まず学校に情報が集約される体制を整えております。

また、茅ヶ崎市では、現在、青少年教育相談室において、専用ダイヤルを設定して「いじめ」電話相談を行っております。さらに、学校以外の関係機関においても、いじめの訴えがあれば、本人に確認した上、学校へ通報または情報提供する運用を行っております。

ご指摘いただいたご意見を踏まえ、以上の運用の概要を加筆させていただきます。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
(4ページ)	(4ページ)
・児童・生徒からの相談を受ける各関係機関が	
いじめの訴えを受けた場合、当該機関は本人の	
了解を得た上で、学校へ必要な情報提供を行	
い、早期のいじめ対応へつなげます。	

(意見12)

- ・資料を拝見して感じたのは、ここまで多くの組織やルール作りをしないと防げないものなのか? ということです。
- ・組織や役割分担も大事ですが、それにこだわり、現場(子どもたちや保護者の心に手を差しのべる、心を守るための動き)の判断が鈍る可能性はないでしょうか?

(市の考え方)

いじめ事案に対して組織的対応をすべきであることは、いじめ防止対策推進法に規定されています。教職員をはじめ、子どもに関わるすべての大人の意識改革に努め、組織体制を具体化・明確化していくことが重要であると考えております。

(意見13)

ニュースとなった、茅ヶ崎市立小学校いじめ不登校『重大事態』の答申書を分析し、これから始まる裁判の結果を踏まえて、事例で再発防止策を末記に明記・記載してほしい。

(意見14)

ニュースとなった、茅ヶ崎市立小学校のいじめ不登校『重大事態』について、小学校教職員と市 教委職が処分を受けました。その処罰の種類、処罰内容を分かりやすく茅ヶ崎市いじめ防止基本方 針の末記に記載してください。

お願い:

- ・一人一人の発言別と用途種別と2種類で表現して下さい。
- ・透明性を保って下さい。

(意見15)

ニュースとなった、茅ヶ崎市立小学校いじめ不登校『重大事態』の内容を踏まえた、小学校教職 員及び茅ヶ崎市教育委員会職員の再教育スケジュールと項目を茅ヶ崎市いじめ防止基本方針の末 記に記載し、保護者と市民に周知してください。

(市の考え方)

意見3でお示ししたように、基本方針は、個別具体的な対応や、組織の詳細な体制や運用などを記載する性質のものではないと考えております。

これまでの茅ヶ崎市内でのいじめ対応についての分析と反省の結果、組織対応の強化をすべきと判断したことから、基本方針において、組織対応について特に定めさせていただいております。

(意見16)

いじめ防止対策推進法の知識、知恵は蓄積されており、解釈は多種多様です。各条文の原文と、その説明文を記載して下さい。

(意見17)

いじめ防止対策推進法第3条(基本理念)、第4条(いじめの禁止)、第5条(国の責務)、第6条(地方公共団体の責務)、第7条(学校の設置者の責務)、第8条(学校及び学校教職員の責務)、第9条(保護者の責務等)を茅ヶ崎市いじめ防止基本方針に記載し、いじめからくる義務と権利を明確にしてください。

(意見18)

いじめ防止対策推進法 第25条(校長及び教員による懲戒)、第26条(出席停止制度の適切な運用等)、第27条(学校相互間の連携協力体制の整備)の原文を明記・記載し、説明文を記載してください。

(意見19)

いじめ防止対策推進法14条を茅ヶ崎市いじめ防止基本方針に明記して下さい。条例化が必要な 箇所は、至急議会にかけて条例化して下さい。

(市の考え方)

いじめ防止対策推進法第12条に、基本方針とは、「その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」と示されております。したがって、基本方針は、いじめ防止対策推進法の内容を踏まえ、実際に市がどのように対応するのかを示すためのものであり、いじめ防止対策推進法の各条文を列挙したり、各条文に係る市の解釈などを記載したりする性質のものではないと考えております。

なお、茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会は設置されております(基本方針15ページ参照)。

(意見20)

ニュースとなった、茅ヶ崎市立小学校のいじめ不登校『重大事態』の経験を踏まえて、市長の教育長の登用責任、議会の教育長の信任責任を明確にして、市長と議会の直轄下に第三者委員会を設置することを茅ヶ崎市いじめ防止基本方針に記載してください。

(市の考え方)

いじめ防止対策推進法第30条第2項において、市長によるいじめ重大事態についての再調査が認められています。このことを踏まえ、現在の茅ヶ崎市の体制は、いじめ重大事態の調査に係る第三者委員会を市長と議会の直轄下に設置する体制にはしておりません。

(意見21)

「法」というのは、いじめ防止対策推進法ではありませんか。市民、保護者が理解しやすく、活用できるように、省略することなく各項目ごとに法律名称、条例名称等を記載してください。

(市の考え方)

1ページで「『いじめ防止対策推進法』(以下、『法』という。)」とお示ししております。略称を用いる際は、一般的な表記方法に従い、略称を用いる旨を明記しております。

(意見22)

茅ヶ崎学区の教職員の採用権、人事権と茅ヶ崎市教育委員会の職員の採用権、人事権そして教職員と市教委職員との交流人事権を神奈川県教育委員会と茅ヶ崎市教育委員会、そして、県知事と茅ヶ崎市長との関係を図示して、茅ヶ崎市いじめ防止基本方針の末記に記載し、権利と義務の構図を明確にしてください。

(市の考え方)

いじめ防止対策推進法第12条に、基本方針とは、「その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」と示されております。したがって、基本方針は、関係機関の人事権に係る内容などを詳細に記載する性質のものではないと考えております。

(意見23)

神奈川教育委員会が教職員として採用契約(労働契約)を結ぶ際、いじめ対応の項目が有るか、無しかを茅ヶ崎市いじめ防止基本方針の末記に記載する。

(意見24)

茅ヶ崎市が教育委員会職員として採用契約(労働契約)を結ぶ際、いじめ対応の項目が有るか、 無しかを茅ヶ崎市いじめ防止基本方針の末記に記載してください。

(市の考え方)

いじめ防止対策推進法第12条に、基本方針とは、「その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」と示されております。したがって、基本方針は、当該地方公共団体ではない神奈川県の人事に係る運用や、個別具体的な対応、組織の詳細な体制や運用などについて記載する性質のものではないと考えております。

(意見25)

教訓を生かし、いじめ事案に関する市長へのボトムアップのスピード化に向けて、教育委員会職員を茅ヶ崎市採用の職員で、20%以上充たすことを、茅ヶ崎市いじめ防止基本方針の末記に記載

してください。

(市の考え方)

現在、教育委員会職員の内、茅ヶ崎市採用の職員が占める割合は、20%以上となっております。 なお、茅ヶ崎市としては、この割合の変動が、いじめ事案に係る現場の意見が市長に届けられるまで の時間に大きな影響を与えるとは考えておりません。

(意見26)

ニュースとなった、茅ヶ崎市立小学校のいじめ不登校『重大事態』が訴訟提起されましたが、「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針は、結審後1ヶ月以内に見直す。」と末記に記載してください。

(市の考え方)

いじめ防止対策推進法第12条に、基本方針とは、「その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」と示されております。したがって、基本方針は、個別具体的な事案に対する対応や、将来的な公約を行うものではないと考えております。また、1か月以内に基本方針の改定の手続きを行うことは現実的に不可能です。

(意見27)

第三者委員会でいじめ行為と認定した場合、被害者児童の復学の為の肉体的、精神的な治療費の 補助金、学業の補助金、私立小学校(中学校)に転校した場合に増えるであろう学費の補助金を補 償する旨、茅ヶ崎市いじめ防止基本方針に明記してください。

(市の考え方)

意見3でお示ししたように、基本方針は、個別具体的な対応や、組織の詳細な体制や運用などを記載する性質のものではないと考えております。

(意見28)

保護者がいじめを認識し、いじめを訴えた日から、いじめ被害者児童(加害者も含む)の保護者と教職員との話し合いの記録書、及びいじめ被害者児童(加害者も含む)の保護者と市教委職員との話し合いの記録書を作成し、互いに合意の上で記録書として残すことを義務付け、茅ヶ崎市いじめ防止基本方針に明記してください。

(市の考え方)

意見3でお示ししたように、基本方針は、個別具体的な対応や、組織の詳細な体制や運用などを記載する性質のものではないと考えております。

(意見29)

担任が管理職への報告を、そして、管理職が教育委員会への報告をためらう理由の1つに、教育

組織の中に「自分の担当する学級・学校でいじめがおきたり、不登校の子どもがいることは恥ずかしい。」「自分の時に問題を起こしたくない。」「力不足と評価を下げられないか?」などと、『良く見せたい』という空気はないでしょうか?

(意見30)

ニュースとなった、茅ヶ崎市立小学校のいじめ不登校『重大事態』のいじめ対策(対応)の失敗 を経験とし、神奈川県教育委員会と合意の上で、人事・昇進に影響がないこと』を茅ヶ崎市いじめ 防止基本方針に明記してください。

(意見31)

学校の組織的対応の強化に関連して、教職員が一人で問題を抱え込んでしまう事についてどこでも良く発生している事項として伝えられてますが、やはり背景には各教職員が忙し過ぎて、本当は大切なことなのですが問題視しない、或いは見て見ぬふりをし、流してしまうと言うような事が多く発生してるのでないかと思います。

最近のいじめは人間の心理の深い所に関係してるので、そこを教職員の方々が理解していくのは 本来の教育目的ではないので大変だと思います。

教職員がいじめの現場を発見し解決に導いても個人の評価として認められるのかどうかはわかりませんが、評価基準を設け教職員の成績として認められる形が必要なのではないかと思います。

(意見32)

基本方針に書かれている内容を実効性のある施策にするためには、いじめが発生したクラスの先生や学校長に対して、マイナス評価をするようなことは避けるような人事制度としてください。

いじめが発生するところまでは、ある意味天災に巻き込まれるようなもので誰の責任でもありません。大切なことは、起こったことに対してどう対処し、再発防止策を打つかです。いじめが起こったという事実についてマイナス評価をすると、先生はいじめの事実を組織に対して隠して自分だけで対処しようとします。これは一般企業でも同様ですが、人として当たり前の行動です。世の中の学校でのいじめ隠蔽は、このような人事制度があるからではと想像しています。基本方針を作るのも大切ですが、その作った方針を運用するのは人なので、実効性のある施策とするために、教員の人事評価を含めた検討をお願いします。

(市の考え方)

意見3でお示ししたように、基本方針は、個別具体的な対応や、組織の詳細な体制や運用などを記載する性質のものではないと考えております。

なお、いじめの認知件数が多く報告されることは、学校のいじめ認知が正常に機能しているとして、 国・県・市とも、前向きに評価していることについて、現在、学校現場でも共通理解が図られており ます。しかし一方で、様々な態様・背景が考えられるいじめ事案について、その認知・対応に関する 評価基準を一律に設け、教職員を評価することは、非常に難しいと考えております。

また、いじめ事案について不適切な対応が行われた場合、人事・昇進に影響が出る可能性は全くないとは言えません。したがって、ご指摘いただいたような記載はできません。

(意見33)

ニュースとなった、茅ヶ崎市立小学校のいじめ不登校『重大事態』のいじめ対策(対応)の失敗 を経験とし、学級の正常な運営が行われなくなった状況が確認されたとき、二人体制の教職員とし、 その実態を記録書に残すことを茅ヶ崎市いじめ防止基本方針に明記してください。

(市の考え方)

意見3でお示ししたように、基本方針は、個別具体的な対応や、組織の詳細な体制や運用などを記載する性質のものではないと考えております。

■「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」改定の主なポイントに関するご意見(1件)

(意見34)

重大事態への対応に関して、国のガイドラインがどこまで緊急性を掲げているか解りませんが、 被害者からのシグナルをいち早く発見し、心の救命処置をし、心の問題解決に導いていく瞬発性が あるかどうかが大切と思います。そこで、

①いじめのシグナルって何、どんな物、或いはどんな形?

②心の救命処置のシナリオってどんな事柄?

といった内容についていじめ基本方針に明記して下さい。

(市の考え方)

いじめのシグナル (いじめ被害に遭っている子どもの兆候) に関してですが、13ページに、「子どもの小さなサインを見過ごすことのないよう、子どもの様子を把握する際のポイントを載せたパンフレットを配付する」とあるとおり、学校も、いじめのサインのポイントについて学び、まとめるように努めております。個別具体的ないじめのサインの例については多くのものがあり、意見3にお示ししたように、基本方針は、個別具体的な対応や、組織の詳細な体制や運用などを記載する性質のものではないと考えております。

心の救命処置のシナリオ (いじめ被害を受けた子どもたちへの心理的ケアの在り方) に関してですが、ご指摘いただいた意見を踏まえ、被害を訴える児童・生徒への支援に関して加筆いたしました。

修 正 後	修 正 前
(23ページ)	(記載なし)
第6 調査中・調査後の学校対応について	
2 調査中の学校による再発防止策について	
いじめの事実について事実関係が明らかに	
なるまでの間も、学校はいじめの被害を訴える	
児童・生徒が再び傷つくことのないよう守らな	
ればなりません。いじめの事実を前提とした指	

導ができない段階であっても、いじめを行った	
疑いのある児童・生徒との接触の機会を減ら	
す、接触の可能性の高い場所に教職員を配置す	
る、いじめの被害を訴えた児童・生徒にこまめ	
に声を掛ける等の対応を行う必要があります。	
児童・生徒がいじめ被害にあった場合、その	
保護者は学校に対して不信感を抱いているケ	
一スが非常に多いため、学校は信頼関係を回復	
させるべく、保護者に対して、具体的な再発防	
止策の内容を丁寧に説明し、その実施を約束す	
るとともに、その経過を週に1回程度は保護者	
に報告するなどして、信頼関係の回復に努めな	
<u>ければなりません。</u>	
(24ページ)	(記載なし)
5 調査報告後の学校の対応について	
調査組織による調査は、調査報告を各保護者	
に行った時点で完了となります。その後は学校	
が引き継ぎ、調査報告の中で認定された事実や	
いじめの背景を基に実効的な指導や支援を実	
施することになります。	
法律上のいじめは、「手段の選択」の問題と	
されます。友人関係や家庭環境によるストレス	
や不満を解消するために、他の児童・生徒への	
攻撃という方法で発散することは不適切であ	
り、誤った選択と言えます。学校は、調査結果	
とその背景を踏まえ、いじめを行った児童・生	
徒に対し、相手を気遣いながら自分の気持ちに	
対処していくことを習慣付けさせることでい	
じめの再発を防止しなければなりません。ま	
た、再発防止のために、いじめを行った児童・	
生徒に多様性への理解を深めさせることや、い	
じめを行った児童・生徒の特性に配慮した、心	
理・福祉的な観点からの支援が必要となる場合	
<u>もあります。</u>	
調査を通じて、いじめを受けた児童・生徒が	
生きづらさを感じていることが明らかになる	
場合もあります。そのような場合は、いじめを	
受けた児童・生徒を心理・福祉的支援につなげ	

ることも有効です。また、学校は、調査報告後	
もいじめが再発しないよう、経過観察を行いま	
す。いじめを行った児童・生徒との関係につい	
て丁寧な見守りを続けるとともに、いじめを受	
けた児童・生徒への細やかな声掛け等を行うこ	
とにより、いじめを受けた児童・生徒が安心し	
て学校生活を送れるようにしなければなりま	
<u>せん。</u>	
これらのことについて、それぞれの保護者の	
協力を得るために、また、学校への信頼関係を	
構築し直すために、学校は児童・生徒と各保護	
者に対し、調査報告後の学校の対応の内容を個	
別に説明し、真摯な対応を継続する必要があり	
ます。	

■基本的な考え方に関するご意見(2件)

(意見35)

いじめ理解の促進について

けんかやふざけ合いで被害を感じる児童もいる。言葉の暴力で傷つく子もいる。すごくデリケートな問題です。一人一人の考え方で、受け取り方が違ってきます。学校、先生、教育委員会が同一の考えで対応するのが望ましい。

(市の考え方)

2ページにおいて、「いわゆる社会通念上のいじめの概念にひきずられ、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。」とお示ししております。

(意見36)

「第1 基本的な考え方」の中にいじめの態様の具体例があると、より分かりやすいと思います。

(市の考え方)

ご指摘いただいたご意見を踏まえ、加筆させていただきます。

修 正 後	修 正 前
(2ページ)	(2ページ)
・・・を言います。	・・・を言います <mark>。</mark>
法律上のいじめの態様は多種多様であり、暴	

力や暴言は勿論、本人のいないところでの些細	
な陰口や悪口、嫌がらせなども含まれます。	
また、・・・	また、・・・

■いじめ対する基本姿勢に関するご意見(4件)

(意見37)

2ページの「いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある」とのの記載は、「犯罪行為である」と言い切ってよいと思います。

(市の考え方)

法律上のいじめの定義は非常に幅広く、刑法上の犯罪行為に該当しないものも存在します。したがって、ご指摘いただいたような記載はいたしません。

(意見38)

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、 他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を 差別したりといった、大人の振る舞いを反映した 社会問題であるという指摘があります。

教師の人権意識を高めなければ、いじめは絶対になくなりません。教師の人権意識を高めるために、茅ヶ崎市教育委員会ではどのような取り組みをしますか?教師は最大の教育環境です。教師が 人権感覚を磨き続けていかなければ多様な生徒には絶対に対応できません。

(市の考え方)

人権意識を教師がもつべきことを前提に、3ページから4ページには、「「いじめは人間として絶対に許されない重大な人権侵害に当たる行為である」ことを教えるとともに、児童・生徒が、いじめの問題について自ら考える機会を設けることが重要です。」とお示ししております。

また、基本方針には記載しておりませんが、人権教育や道徳教育等に関する研修等の機会を通じて、 児童・生徒一人一人の内面を大切にした児童・生徒間等におけるより良い関わり方について指導・助 言を行っております。

(意見39)

ニュースとなった、茅ヶ崎市立小学校のいじめ不登校『重大事態』では、トイレでも行われたことや校長・教頭の見守り、ふれあい補助員の配置をしてもいじめと捉えられる行為に気づくことがなかったとする報告があります(いじめの重大事態に関する再発防止検討報告書11ページ、19ページ)。いじめが大人の目に届かないあるいは大人の目を盗んだ場所や時間に行われていることをこの内容を基本方針に盛りこむ必要があると思います。

(市の考え方)

2ページにおいて、「いじめは、大人には気付きにくいところで行われる」とお示ししておりますが、ご指摘いただいたご意見を踏まえ、補足の説明を加筆させていただきます。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
(2ページ)	(2ページ)
・いじめは、大人には気付きにくいところで行	・いじめは、大人には気付きにくいところで行
われることが多いため、児童・生徒の訴えに対	われる
し、いかなる理由があっても組織対応をしない	
ことがあってはならない	

(意見40)

学校や家庭といった子どもが過ごす場所が、子どもにとって本当に安心で、信頼できるものであるかを、問い直すことから始めなければならないと思います。

それは単に「いじめ」という視点ではなく、全ての子どもの存在そのもの、どんな状態でも自然なありのままの姿として受け入れることが、大人ができているか。親、教員、大人・・・という立場や役割を言い訳にし、「忙しいから」「きまりだから」「集団生活だから」「自分の役割ではないから」と、目の前のサインを後回しにしてはいないか、ということから問い直すべきだと思います。

子どもを指導する前に、大人がより良く変わろうとすることが第一歩ではないかと思います。 (SC、SSWのような専門家が足りなくても子どもに寄り添うことができる学校を作れるはずです)

(市の考え方)

ご指摘いただいたご意見を踏まえ、加筆させていただきます。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
(2ページ)	(2ページ)
したがって、私たち大人が、他者と人権を尊重	したがって、私たち大人が、他者と人権を尊重
し合う社会をつくってい <u>き、見本となる</u> こと	し合う社会をつくってい <u>く</u> ことも、児童・生徒
も、児童・生徒間のいじめを予防することにつ	間のいじめを予防することにつながるという
ながるという認識をもつことが大切です。	認識をもつことが大切です。

■いじめの早期発見に関するご意見(2件)

(意見41)

「いじめの早期発見に向け、学校においては教職員が日頃から、児童・生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように 教員の資質や能力の向上を図ることが重要」とありますが、具体的に生徒指導・人権研修の年間計画などを市民に示してほしい。

(市の考え方)

意見3でお示ししたように、基本方針は、個別具体的な対応や、組織の詳細な体制や運用などを記載する性質のものではないと考えております。

(意見42)

4ページの「(2) いじめの早期発見」の3つめの項目において、困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めるとあるが、児童・生徒からだけでなく、保護者、教職員に対しても必要かつ重要なことと考える。

(市の考え方)

4ページにおいて、「日頃から、学校と家庭が児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、 連携を密にしていくことが大切です。」とお示ししております。

■いじめへの早期対応に関するご意見(1件)

(意見43)

一人で抱えこまない体制作りは重要ですが、それよって"大げさになってしまわないか"といった教員の言いにくさも出てくるのではないか、とにかく共有は理解できるが、日頃より「ちょっと気になるんだけど」と言い合えるような職員室での雰囲気作りも大切だと考えます。児童・生徒のみでなく教員へのアンケートの実施もご検討頂きたいです。

(市の考え方)

ご指摘いただいたご意見を踏まえ、加筆させていただきます。

なお、職員室での雰囲気づくりに向けたアンケートの実施については、意見3でお示ししたように、 基本方針は、個別具体的な対応や、組織の詳細な体制や運用などを記載する性質のものではないと考 えております。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
(5ページ)	(4ページ)
・・・重要になります。学校は、組織としてそ	・・・重要になります。
れらの体制を整えるとともに、情報共有をしや	
すい人間関係づくりに努めなければなりませ	
λ_{\circ}	

■いじめの解消に関するご意見(3件)

(意見44)

5ページ「いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを 適切かつ毅然として指導します。」の内、「適切かつ毅然として指導」については、俗に言う体罰

も手段の一つとして排除せず、文字通り毅然と対応するようにしていただきたいと思います。

(市の考え方)

体罰は教育上不適切な行為であり、決して許されるものではありません。したがって、ご指摘いただいたような記載はいたしません。

(意見45)

いじめの解消 (5ページ) が新設され、はっきりといじめとは認識されない様なものを含めた対応や、一見解消されたと思われるものも継続的に見守っていくことが明記され、この内容が学校へ浸透することを期待します。ただ、より一層理解を深めるため、どの様な状態をもって解消されたのかを明記してほしいです。

(市の考え方)

ご指摘いただいたご意見を踏まえ、より具体的な説明を加筆させていただきます。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修正前
(5ページ)	(5ページ)
学校はいじめが解消している状態(いじめを行	学校はいじめが解消している状態
った児童・生徒に対し、調査結果を踏まえた指	
導を実施した後、学校が、いじめの再発を認め	
<u>られない状態)になった</u> と判断した場合でも、	と判断した場合でも、
いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った	いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った
児童・生徒を日常的に注意深く観察していくこ	児童・生徒を日常的に注意深く観察していくこ
とが大切です。	とが大切です。

(意見46)

いじめに対し毅然とした態度をとることは大切ですが、場合によっては柔軟な対応による対処も可能であり、「言ってしまった」「やってしまった」と反省している児童に対し指導方法によっては、深く傷つくことも考えられます。ささいなことも情報共有した方がいいと思うが、慎重さに欠けることがないよう気を配るようにしてほしいです。

(市の考え方)

12ページにおいて、「いじめを行った児童・生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、・・・助言や支援を行います。」とお示しております。

■家庭との連携に関するご意見(1件)

(意見47)

1 そもそも、いじめを行った児童の家庭に問題があるような場合、家庭内で該当箇所にあるような適切な取組は行っていないし、行うこと自体が困難だと想像できます。

いじめを行った児童の家庭夫婦間で問題を抱えていたり、親子間でうまくいっていない場合、 子どもは大きなストレスを抱え、身近な弱者をいじめることでストレスを発散するケースがあり ます。

目を向けるべきは「いじめを行った児童を育てている家庭の環境」です。家庭に問題があった 場合は、適任者を介入させ、家庭内を正常化するサポートを行っていただきたいです。

家庭内を正常化するサポートの実現には、教育推進部と福祉部の連携が必要だと思います。場合によっては、他の部との連携も必要かもしれません。一つの部だけで完結するのではなく、行政内の横の連携が不可欠です。

すでに家庭内の正常化のサポートを行っているのであれば、それについて実際にどのようにサポートするのか、茅ヶ崎市いじめ防止基本方針にご記載いただきたいです。

2 いじめ加害者の児童が転校しても、転校した先の学校でいじめを行ってしまったら意味がありません。それよりも、いじめ加害者の児童が専門家から個別で道徳やソーシャルスキルトレーニングを学ぶ仕組みがあるといいと思います。もし、そのような仕組みがないのであれば、茅ヶ崎市で作っていただきたいです。そして、そのことを茅ヶ崎市いじめ防止基本方針にご記載いただきたいです。

(市の考え方)

いじめの背景に、家庭環境の問題が背景にあるケースがあることに関しては、12ページに「いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、いじめを行った児童・生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、いじめを行った児童・生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、いじめを行った児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、落ち着いた学校生活を営ませるための助言や支援を行います。」とお示ししております。

その他、具体的な取組につきましては、意見3でお示ししたように、基本方針は、個別具体的な対応や、組織の詳細な体制や運用などを記載する性質のものではないと考えております。

■学校・家庭・地域社会・関係機関等との連携に関するご意見(2件)

(意見48)

学校・家庭・地域社会・関係機関等との連携の4つ目に「学校評議員やPTA、青少年の育成に関わる地域の関係団体」とありますが、市内にはPTAだけではなく保護者会もあるのではないでしょうか。

(市の考え方)

ご指摘いただいたご意見を踏まえ、加筆させていただきます。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
(7ページ)	(7ページ)
・家庭や地域で子どもたちを見守るために、学	○家庭や地域で子どもたちを見守るために、学
校評議員やPTAまたは保護者会、青少年の育	校評議員やPTA、青少年の育
成に関わる地域の関係団体等が組織的に連携	成に関わる地域の関係団体が組織的に連携
・協働する体制を構築します。	・協働する体制を構築します。

(意見49)

5ページの「(6) 地域との連携」において、「○地域のイベントへの児童・生徒の参加を学校が 推奨する。」と記載してほしい。

(市の考え方)

同様の趣旨について、6ページの、「いじめを未然に防止していく上では、日頃から、児童・生徒が様々な機会を通じて多様な価値観をもつ大人たちと接する中で、学校の教職員以外の大人との人間関係も形成し、多くの大人たちから存在を認められることが重要です。」との記載でお示ししております。

■いじめの未然防止対策に関するご意見(1件)

(意見50)

いじめの未然防止対策、「児童・生徒が主体的にいじめの防止に資する活動を行うことに対する 支援」は非常に大事なことで、実施計画には児童・生徒が教職員とともに主体性を持って、いじめ のない社会の実現に向け学んでいける支援と位置づけられていると思いますが、文章が、行うなら 支援すると読めてしまいます。主体性を持って学んで活動していける、それを喚起していくという 文章のほうがよいのではないでしょうか。

(市の考え方)

ご指摘いただいたご意見を踏まえ、修正させていただきます。

修 正 後	修 正 前
(9ページ)	(9ページ)
・児童・生徒に対し、いじめを防止することの	○児童・生徒が自主的にいじめの防止に資する
重要性に関する理解を深めるための啓発活動	活動を行うことに対する支援をするとともに、
を積極的に行い、児童・生徒が主体的にいじめ	児童・生徒及びその保護者に対し、いじめを防
の防止等に資する活動を行うような意識を醸	止することの重要性に関する理解を深めるた
成させます。	めの啓発活動を行います。

■いじめの早期解決に向けた措置に関するご意見(3件)

(意見51)

14ページ、「第3 いじめ防止等を推進する体制」について

市内の公立小・中学校で定期的に連絡会(年3~4回ほど)を実施し、事例検討をはじめ、報告会を行い情報共有をし、各学校の組織の醸成を図り、格差をなくす。

(市の考え方)

いじめ事案への対応の内、特に改善を要するケースについては、個別のいじめ事案への指導・助言を行うとともに、児童・生徒指導担当教員研究会等において、対応改善について共通理解を図っております。

(意見52)

いじめの早期解決に向けた措置の2つ目の「いじめを行った児童・生徒の出席停止を命ずる等・・」の「出席停止を命ずる等」に関してですが、文部科学省のホームページにある出席停止制度の運用に関する記載をみると、出席停止等は、安易にはできないことが読み取れます。9ページの文言では簡潔に書かれ過ぎており、自分の子どもがいじめに遭った側の親だとしたら、自分の子どもが安全に学校で生活することができないと判断したら、直ちに出席停止が認められるのではないかと期待してしまうと思います。もう少しこの記述を丁寧に、誤解を生まないようにしてください。

(意見53)

いじめを受けた側を支援し、いじめを行った児童に指導するとあるが、実際はいじめを受けた児童が学校に行けなくなり、いじめを行った児童が学校において指導を受けるかたちになっているのではないでしょうか。いじめを行った側こそ、登校停止などの処置をして断固としていじめを受ける側を守る権限を学校に与えることが必要なのではないでしょうか。

(市の考え方)

ご指摘いただいたご意見を踏まえ、加筆させていただきます。

修正後	修正前
(9ページ)	(9ページ)
・・・講じます。具体的には、神奈川県教育委	・・・講じます。
員会の指針に従い、「いじめ行為を繰り返し行	
う児童・生徒がおり、学校として最大限の努力	
を行っても解決しない場合」における出席停止	
の適用等について積極的に検討します。また、	また、

■学校いじめ防止基本方針の策定に関するご意見(1件)

(意見54)

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを「いじめ対策組織」を中心に点検するとありますが(11ページ)、これでは内部調査のみなので出来れば外部調査もして実効性を確認して欲しいです。又、学校HPで公開するだけでなく各戸配布し、直接説明してほしいです。せっかく策定・改定するのであればそれが絵に描いた餅にならないようにしてほしいです。

(市の考え方)

学校いじめ防止基本方針の点検については、13ページにおいて、「学校いじめ防止基本方針に基づく取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、事案対処のマニュアル作成、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)の実施状況を学校評価項目に位置付けるよう努めます。」とお示ししているとおり、いじめ防止基本方針に関して、児童・生徒や保護者との面談等を通じて、その不備や改善点についてのご意見をいただいております。また、学校のいじめ対応について、市教育委員会が支援または関与した際に、学校いじめ防止基本方針の内容等に問題があれば適宜指導をしております。

学校いじめ防止基本方針の各戸配布、直接説明に関しましては、他の市民から、教師の多忙化に関するご指摘もいただいていることや、物理的な制約から、難しいと考えております。

■いじめ防止等を推進する体制に関するご意見(3件)

(意見55)

14ページ、「第3 いじめ防止等を推進する体制」について

学校のいじめ対策組織の設置とあるが、組織を構成する人員について各学校で任されているが、これでは組織の在り方に、学校間で差が生じてしまう。そうならないためにも、いじめ対策組織の座長を校長もしくは教頭とし責任の所在を明らかとし、構成員としてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを必ず入れるなど、組織を位置づける。

(市の考え方)

法第22条において、学校の規模や教職員の配置状況などに応じて、柔軟かつ迅速に調査を開始できるようにするべく、重大事態ではないいじめの調査主体は、学校とされております。

また、同条において、調査主体となる学校の組織に、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する 者等の第3者を加えることについても示されていることから、現状、すべての学校でそのような運用 を行っているところです。

(意見56)

15ページについて、(1)をいじめ防止対策調査会、その次の(2)を市長部局のいじめ問題対策連絡協議会、そして(3)を茅ヶ崎市いじめ問題再調査会としていただくと、巻末のフローチ

ャートを参照しながら内容を読み取りやすくなると思うのですが、いかがでしょうか。

(市の考え方)

ご指摘いただいたご意見を踏まえ、修正させていただきます。

◆修正部分の対照表

修正後	修 正 前
(15ページ)	(15~16ページ)
(1)茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会(法第14	(1) 茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会(法
条第3項・第28条第1項関係)	第14条関係)
(2) 茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会(法	(2) 茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会(法第14
第14条関係)	条第3項・第28条第1項関係)

(意見57)

14ページの「1 学校のいじめ対策組織 (2)組織の構成員」について、その他の関係者の中に必ず地域の代表者が必要と考える。

(市の考え方)

茅ヶ崎市立小・中学校におけるいじめの認知件数は、平成30年度においては年間700件を超えており、事案によっては、迅速な対応のための緊急の招集も必要となります。よって、これらの調査すべてに、地域の代表者の方に携わっていただくことについては、地域の代表者の方々に過度の負担をおかけすること等の理由から、現段階では、その他の関係者というくくりの中で、各学校の状況に応じて構成員を定められるようにしております。

■いじめの事案発生時の初動に関するご意見(2件)

(意見58)

17ページ「いじめにより被害が生じたという申し立てがあったときは・・・対応を開始します。」 とあるが、実際は教職員がいじめと認識したときが発生時になるのではないか。このあたりについ てより明確に記載してほしいです。

(市の考え方)

ご指摘いただいたご意見を踏まえ、修正させていただきます。

修 正 後	修 正 前
(17ページ)	(17ページ)
いじめ事案の発生を把握した場合とは、具体	児童・生徒やその保護者から、いじめにより
的には次のとおりです。	被害が生じたという申し立てがあったときは、

① 学校の教職員が児童・生徒の様子から「法	
律上のいじめではないか」と疑いをもったとき	
② 児童・生徒やその保護者から、いじめによ	
り被害が生じたという申し立てがあったとき	
③ 教育委員会や各関係機関から、児童・生徒	
からのいじめの訴え(相談)があった旨の連絡	
を受けたとき	
特に学校は、①については、本人から直接「	
いじめ」という言葉を用いた被害の訴えがなか	
ったとしても、本人が心身の苦痛を感じている	
場合は、法律上のいじめ事案であるとして対応	
を開始します。また、②については、その時点	その時点
で学校としてはいじめの結果ではない、あるい	で学校としてはいじめの結果ではない、あるい
は、いじめではない可能性が高いと判断する場	は、いじめではない可能性が高いと判断する場
合であっても、いじめの疑いがあるとして対応	合であっても、いじめの疑いがあるとして対応
を開始します。	を開始します。

(意見59)

ニュースとなった、茅ヶ崎市立小学校のいじめ『重大事態』の経験を踏まえ、初めから市長に近い「市長部局」に「認知・通報」する図式が望ましいと思います。

そうでなければ、今回と同様の事態が起き、被害者の子どもが救われない可能性が高い気がします。

(市の考え方)

ニュースとなった、茅ヶ崎市立小学校のいじめ重大事態は、いじめの認知・報告において、対応に 不適切な点がありました。一方で、昨年度は本市で年間700件を超えるいじめ事案について、現行 の制度で認知・対応し、早い段階で解決につなげている状況もございます。

以上の要素を踏まえ、現行の制度を残しつつ、学校の組織対応の内容を明確化・強化するという方 向での改善をさせていただいております。

■いじめ事案の調査に関するご意見(2件)

(意見60)

17ページ、「第4 いじめ事案発生時の対処」について

文章が分かりづらく、具体的な対応を明確に示し、図なども少し入れるなど、誰が見ても分かるようにすべき。

(市の考え方)

ご指摘いただいたご意見を踏まえ、対応フローを加筆させていただきます。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
(18ページ)	(17ページ)
(<いじめ事案発生時の初動(いじめ対応のきっかけ>> ① 教職員自身の「法律上のいじめではないか」という気付き ② 児童・生徒やその保護者からの申し立て ③ 教育委員会や各関係機関・団体からの情報提供 (<いじめ事案の調査(いじめ対応の内容)>> ① 学校のいじめ防止基本方針に則った組織による調査 ② いじめを訴えた児童・生徒及び通報した関係者の保護・支援の開始 ③ (対応困難な事案の場合)調査組織から教育委員会へ支援要請 (<調査結果の取り扱い(調査後の対応)>> ① 調査結果を踏まえた学校による指導・支援の実施 ※詳細は24頁 ② 教育委員会への継続報告(月例報告) ③ (再発時や対応が継続長引いた場合)教育委員会による支援の開始	

(意見61)

子どもが経験した事を書きます。

学校帰り(当時小2)高学年らしき男子3人が他の1人のランドセルをとりあげ、困らせている (いじめている?)ところに出くわしました。急いで帰ってきた子どもに状況を聞いて、2人で現場 (学校横)まで戻りましたが、もう4人共いませんでした。事情を先生に話そうと職員室に向かい、最初にお会いしたのが教頭先生でした。話を聞いても、先生は外へ向かうでもなく、うちの子をほめ、上ばきの名前を何度も見ていました。

家に帰って不安に思った私は学校に電話を入れ、教頭先生にお聞きしました。「何度もうちの子の名前を確認されていたようですが、あれはなぜですか?」と。先生は朝礼で話す為だとおっしゃりました。

「名前など出されては、次はターゲットにされてしまうから絶対やめて欲しい」と伝えると、「職員会議でもダメですか?」とおっしゃりました。

私は誰かがうっかり話してしまうかもしれないのでそれもお断りしました。

数日たってから朝礼であの時の話はされたのかと子どもにたずねましたが、されていないとのことでした。

≪私の考え≫

- ・誰かがいじめられていると知らされ、まだ場所を変えられただけでいじめられている可能性もあ るのですから、まず、助けに行くべきです。
- ・うちの子のした事は、相手側から見れば告げ口です。その子の名前を出そうとするなんて、非常識です。次にターゲットにされるのが怖くて見て見ぬふりをせざるを得ない子もいるはずです。
- ・私が断ったのは名前を出されることで、いじめがあったことは朝礼で伝えて、やめるよう促すべきです。

いじめには、する側・される側・(目撃やうわさなどで)気付く側の3方があると思います。誰かだけを悪者にするのではなく、それぞれの立場に立ったモノの見方ができるように教師自身も、 日々研鑽できるシステム作りが必要だと思います。

(市の考え方)

11ページ「(2)いじめの未然防止対策」で、「児童・生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。」とお示ししております。

通報者へのケアにつきましては、ご指摘いただいたご意見を踏まえ、加筆させていただきます。 研鑽できるシステムづくりに関しては、茅ヶ崎市では、校長会や児童・生徒指導担当教員研究会、 学校内での教職員の研修会等を活用し、専門家によるいじめ対応についての研鑽を行っております。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
(17ページ)	(17ページ)
また、学校は、調査と並行して、いじめ事案	
の通報をした者(いじめの被害を訴える児童・	
生徒は勿論、通報した第三者も含む)を必ず加	
害側の報復等から守ることを最優先とした上	
で、再発防止に向けて、 速やかに慎重かつ丁	
寧な対応を開始しなければなりません。	

■調査結果の取り扱いに関するご意見(2件)

(意見62)

17ページの調査結果の取り扱いに「支援が必要と判断した場合には」とあるが、誰がどのような基準で判断するのか不明確です。

「学校への積極的に支援に努めます」とあるが、支援した件数などは公表されるべきと思います。 学校に報告を義務付けているのであるから、教育委員会が行動した件数も何らかの形で見れるよう にして欲しいと思います。

(市の考え方)

「支援が必要と判断した場合」の基準に関しましては、ご指摘いただいたご意見を踏まえ、修正させていただきます。

教育委員会の対応件数の公表につきましては、学校がいじめの対応に窮した事案については、教育 委員会の法律専門職が学校からの相談を受けており、ほぼ全件について教育委員会が支援していると 言えます。

修正後	修 正 前
(17~18ページ)	(17ページ)
重大事態でないいじめ事案の調査結果につ	重大事態でないいじめ事案の調査結果につ
いて、学校は月ごとにその発生状況や対応状況	いて、学校は月毎にその発生状況や対応状況を

を報告書にまとめ、教育委員会へ報告します。 教育委員会は、月ごとの報告内容を確認し、 事案が再発している場合等、学校の対応への支 援が必要と判断した場合には、学校への積極的接が必要と判断した場合には、学校への積極的 な支援に努めます。

報告書にまとめ、教育委員会へ報告します。 教育委員会は、月毎の報告内容を確認し、

な支援に努めます。

(意見63)

重大事態発生の報告について

学校はいじめ事案が発生した場合、調査、報告を明確にして関係者(地域、民生委員等)に連絡 し共有してほしい。

(市の考え方)

いじめ事案の調査・報告は、同種事案の再発防止に資するものである反面、関係する児童・生徒の プライバシーに関わる多くの情報が含まれます。また、重大事態の公表については、当事者のご意見 も考慮しなければならないことから、すべての調査結果の具体について、連絡・共有することは難し い状況です。

■いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供に関するご意見(2件)

(意見64)

20ページ「6 いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供」は前回と比べほとん ど違いがありません。適時・適切に(前回は適時・的確)とはどのタイミングでどのような手段で 提供するのか、ここが的確にされないと保護者が大きな不信を感じるのではないか。もっと具体的 な内容に改定してほしい。

(意見65)

20ページ「8 調査結果の公表」について、いじめ加害者と保護者への通知は行わないのです か。事の重大性も含めて指導と共に通知する旨明示したほうがよいと思います。

(市の考え方)

ご指摘いただいたご意見を踏まえ、加筆させていただきます。

修 正 後	修 正 前
(21ページ)	(20ページ)
いじめの重大事態に関する調査の経過・結果	いじめの重大事態に関する調査を行ったと
については、その内容がある程度まとまった時	きは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護
点で、いじめを受けた児童・生徒及びその保護	者に対し、適時・適切に情報提供を行います。
者に対し、情報提供を行います。また、特段の	

事情がない限り、いじめを行ったとされる児童 ・生徒及びその保護者にも同様の情報を提供し ます。

■再調査の実施に関するご意見(1件)

(意見66)

以前のいじめ防止基本方針では、第3 重大事態への対処 3 市長による再調査等(13ページ)となっているが、今回は"市長による"が削除されている。巻末のフローチャートではトップセンターに市長があるが、実際に市長が中心になるような体制作りがされているとは感じられない。そもそもどの段階で市長に報告がされるのかが記されていない。

(市の考え方)

再調査を行う主体に関してですが、16ページ「(3) 茅ヶ崎市いじめ問題再調査会 r 再調査会の設置」、21ページ「9 再調査の実施」に市長が必要と認める場合には、再調査を行うことをお示しております。

市長への報告のタイミングに関してですが、21ページ「7 調査結果の報告」に、調査結果が出た時点で、その内容が報告されることをお示ししております。

■パブリックコメント実施に係る説明会に関するご意見(2件)

(意見67)

- ① 当パブリックコメントの説明会は実施しない理由は、何かあるのですか。
- ② 他のパブコメでは、数は少ないと思うが行っているものあります。
- ③ 市は以前議会で、説明会を行う旨の話があったと思います。 出来るだけ実施してほしいです。
- ④ パブコメは、応募者が非常に少ないと思う。この前のパブコメはわずか2件、ですから今回も 説明会を実施したり、啓発(PR)充実を望む。
- ⑤ また、このような状況の中でモニター制度の復活(以前実施していた)も考えられないでしょうか。
- ⑥ このような状況の中、ご存知とは思いますが、タウン紙(R1.9.20付NO1676)で 当パブコメが取り上げられていました。
- ⑦ また(1) 当パブコメ素案の募集のお知らせ、市民紙『発言』・・・(2) 執筆責任者(3) 茅ヶ崎市立小学校でのいじめの実態(4) そして報道・(5) その取り組み状況市議会が闇に葬った陳情書や(6) 県議会への陳情の要旨(県議会審議されたことあり)(7) また市民の皆様への当パブコメ応募のお願い、そして記入用紙添付がありました。
- ⑧ R1.10.8ポスティングあり(上記)
- ⑨ 私は当ポスティングがなくても応募する予定でしたが、上記⑦⑧の状況を踏えて回答していただきたいと思います。

市教育委員会として、そのことがいじめ防止の基本となると思います。

(意見68)

今回のパブコメは、意見募集期間は他のパブコメと比べ、非常に期間が長いと思うし決して悪い とは思わぬが、何か考えがあるのですか。

(市の考え方)

今回のいじめ防止基本方針の改定にあたっては、その性質上、議論の土台として、学校現場の経験と反省や、専門家の意見を踏まえた骨子を組み立てた上で、市民の皆様からのご意見をお伺いした方が、より実効性のあるパブリックコメントになると判断し、今回のような形をとらせていただいております。

その上で、少しでも多くの市民の皆様のご意見を集約できるよう、

- ① 市の広報紙でパブリックコメントの募集を広く呼びかける。
- ② 改定のポイントをまとめた別紙を作成し、着眼点を示す。
- ③ 今回の改定の影響を直接受ける、茅ヶ崎市内の私立・県立を含めた全小・中学校の児童・生徒の保護者にパブリックコメントの案内を配付する。
- ④ パブリックコメントの期間を通常よりも長くする。 等の対応をしております。

結果、前回のいじめ防止基本方針策定の際よりも多くのご意見をいただくことができておりますので、今回の対応は適切であったと認識しております。

■スクールソーシャルワーカーに関するご意見(1件)

(意見69)

当市は、他市より先がけスクールソーシャルワーカーを置いていると思うがどうなっているのか。議会でもスクールソーシャルワーカーを置けば学校の問題がすべて解決するよう話もありましたが、いじめ問題も当然関係してくると思う。

(市の考え方)

いじめ問題においても、スクールソーシャルワーカーが対応し、事案の解決・改善につながったケースが多くございます。

■ホームページ上からのパブリックコメント応募に関するご意見(1件)

(意見70)

どうやってホームページ上から応募すればよいのか分かりませんでした。また、パブリックコメントのところに戻されてしまい、ぐるぐるめぐるだけでした。パブリックコメントの送付先メールアドレスを明記してください。

(市の考え方)

市ホームページ上でのご意見提出については、パブリックコメントとしてのご意見と、その他のご 意見とを区別するため、メールではなく専用の入力フォームを用いてのご提出をお願いしておりま す。

ご指摘を踏まえ、「パブリックコメント記入用紙」に記載する URL 等について実施中のパブリックコメントの案件が掲載されているページに移動するものに変更し、入力フォームのあるページにアクセスしやすくすることとしました。今後ともパブリックコメントを行いやすい環境の整備に努めてまいります。

■いじめ全般に関するご意見(7件)

(意見71)

全体的に必要な事項は網羅されてると思われるが、茅ヶ崎市の過去の事例の反省を生かし、もう少し踏み込んだ表記が欲しい点を以下に挙げる。

P1 「はじめに」

上から6行目以降、児童・生徒を取り巻く環境の変化を指摘しているが、教職員の職場環境の変化にも言及すべきと考える。

(市の考え方)

ご指摘いただいたご意見を踏まえ、加筆させていただきます。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
(1ページ)	(1ページ)
しかし、児童・生徒を取りまく社会状況や生	しかし、児童・生徒を取りまく社会状況や生
活環境が著しく変化する中、いじめはより複雑	活環境が著しく変化する中、いじめはより複雑
化・多様化してきており、いじめの解消に向け	化・多様化してきており、いじめの解消に向け
ては、教職員の職場環境の変化も踏まえた、さ	ては、
らなる施策の推進や学校・家庭・地域の協働が	らなる施策の推進や学校・家庭・地域の協働が
必要となっています。	必要となっています。

(意見72)

以下に記載することは、いささか離れたことになると思いますが、教育現場に長く勤務し、いつの時代もどこの場所でも人間関係が起こす問題は必ずあるもので、それを乗り越えての教育だと思っています。この様な(素案)を検討するなど私は必要ないことと思います。「学校現場、学級現場を大切にする」そこで起こることはそこで解決する。それが鉄則です。

新学期に担任と生徒が教室で対面します。そこから1年が始まります。それぞれ抱負があると思います。どんな学級にしていこうか・・・そこから始まります。いじめのない学級にしようという言葉は必ず出てきます。担任も生徒も1人ひとりが大切にされるように、クラスのとりきめが始ま

ります。いじめられている、いじめていることに気がついたらどうするか、生徒の方が真剣に意見を出して来ます。(出すようにする) 担任はそれを受けとめる、クラスで約束事を作る。

こうしたことは、生徒を通じて、「今日あったこと」として学級の報告を保護者に話す、保護者は何と答えたかを、またクラスに報告する(させる)。担任は保護者会でその話をする、担任と生徒と保護者の関係を密にする。

しかし、そうすべてが上手に廻るはずはありません、もし問題があれば、まず、学級、クラスで話しあう、どんなに小さなことでも、大きなことでも。1人ひとりを大切にしようと最初の約束に戻させます。そして、子どもとの話し合いを元に本当に問題になった生徒の家にすぐに家庭訪問します。保護者としっかり、話をします、そして、生徒は必ず学校に出る、休まない、休ませない、休んだら迎えに行く。仲間と共にクラスに戻る。仲間にもその責任があると話しあう。

担任と生徒は 教室という場で人間関係を作り良いことも苦しいことも分かちあいお互いに1年を通していい関係を作り上げていく。

今、いじめがあるとそれを逐一どういうことかと調べあげ、処罰をすることについて残念に思います。罰則は教育現場にはなじみません。担任と生徒が伸び伸びと生活できる場に・・そこに問題が起これば担任と生徒が解決する、私は長年現場で、そうして来ました、今日の(素案)は必要ありません。

そのように思います。以上です。

(市の考え方)

いじめ防止対策推進法に則り、茅ヶ崎市いじめ防止基本方針を策定しています。また、茅ヶ崎市いじめ防止基本方針を策定してから、5年が経過し、いじめの重大事態等への対応の在り方を見直す必要が出てまいりました。学級運営を個々の教員の資質に任せることで、学級間の格差が生まれ、「自分のクラスのことは自分で処理する」という考え方が生まれてしまい、その結果、茅ヶ崎市立学校におけるいじめの重大事態の答申のとおり、適切な組織対応につながりませんでした。

教職員同士の風通しをよくする必要があり、その一つのきっかけとして本基本方針を改定しております。

(意見73)

いじめは、大人(親)の社会から子ども(子)の社会へ移ったものだと思います。いじめの法律 を作っても、法律の規定によほどの厳罰を入れない限り、いじめる側の危機感は出ないと思います。

(市の考え方)

「厳罰されるからしない」という抑圧による抑制も一つの方法かもしれません。しかし、「他人を傷つけてはいけない」ということを正しく理解させ、いじめ行為をしないよう指導していくのが学校教育であると考えております。

(意見74)

子どもが小学校の時に大きないじめがありました。

初めはいじめと言えるものかわかりませんでしたが、数々のことをつきつめていくと子どもがい

じめにあっていたとのことでした。

その際の学校の態度は今でも疑問に感じます。

学校の担任の先生への相談にはじまり学年の先生間、まずしっかりとした連携がありませんでした。こちらが確認して欲しいことを問題がおきているにもかかわらず放置し、こちらが再度学校に相談に行くと、教頭がでてきましたが、大きな問題にもかかわらず校長は、出てきませんでした。子どもに対して目を向けられない先生もいらっしゃり、子どもを野放しにし、数々のいじめや、学校崩壊が続きました。

そのような経験があったので、茅ヶ崎市内でも大きないじめがあり、茅ヶ崎市教育委員会の対応、 先生の対応が問題視されたときに、すごく納得しました。このようないじめ防止基本案も大切です が、より現場に目を向けて下さい。現状をしっかりと把握し、先生、教頭、校長が連携し、先生達 が対応できないならば、もっと現場(学校)に教育委員会が入っていくべきです。

先生達、学校の指導も大切ですし、対応できない先生をそのまま残しておくのもどうかと思います。問題がおきたら即対応できる人が対応していかないとどんどんとエスカレートし、問題は解決できません。

しっかりとすべてが連携した組織づくり、取組を作りなおすべきだと思いました。

(市の考え方)

今回、学校が組織としていじめを把握できなかった反省を踏まえ、茅ヶ崎市いじめ防止基本方針の 改定を行うこととなりました。また、早期の支援を充実させていくために、茅ヶ崎市教育委員会は、 法律専門職を新たに任期付で採用し、いじめ事案への組織体制を強化しています。

(意見75)

私が経験した事を書きます。

子どもが小学校2年生の頃、担任教師の言動に数々の疑問を持っていた私は、同じように感じていると思われるクラスメートの親御さんと一緒に、先生との話し合いの場を持たないかと相談しました。彼女も私の言っている事には同意できると言ってくれましたが、彼女の上のお子さん(クラスメートは下のお子さん)の時の経験から、一緒に行動はできないと断られました。

その経験とは、上のお子さんが $3\sim4$ 年生だった頃、私と同じように感じた母親 $4\sim5$ 名が、先生に意見を言いに行ったそうです。すると、その後、小学校卒業までの $2\sim3$ 年間、誰 1 人として同じクラスにならないにようにクラス分けされたというのです。親の行動によって、子どもたちは仲良しの子と一緒のクラスになれないという被害を受けたわけです。 クラス分けという大事な事は、一教師で決められるはずもなく、学校(少なくともその学年に絡む教師)が決めたはずです。

自分の子の為に良かれと思ってとった行動が、自分の子どもの不利益になることを知れば、親が 口をつぐむのも無理はありません。

私自身も結局、学校座談会の場で「先生の中でもリーダーであるべき先生」という表現にとどめて上記の話をしましたが、冷めた反応しかありませんでした。

≪私の考え≫

今、私がこうして意見できるのも、子どもらが既に義務教育を終え、茅ヶ崎市教育委員会及び学

校に物申してもこちらに害が及ぶ心配がないと判断したからです。親子含め当事者はなかなか意見できないのが悲しい現状です。

ですから、(私のような)経験をもち、かつ、既に学校及び茅ヶ崎市教育委員会の影響下にない人の意見を積極的にとり入れるべきです。そして、それがもみ消されることがないように外部有識者の部会を作るべきです。もし既にあるのなら、もっと一般に周知し、より多くの意見を集めて実際の教育の現場に生かすべきです。

(市の考え方)

学校におけるよりよい教育活動のためには、学校と児童・生徒・保護者の信頼関係が重要であると認識しております。学校の対応に納得できない点がある場合には、茅ヶ崎市教育委員会に連絡をいただければ、学校へ事実確認の上、必要に応じて指導を行ってまいります。今回いただいたご意見の内容も教育委員会にお話しいただければ、その経緯などは確認をし、不適切な対応であると判断すれば、指導させていただきます。

いじめの定義が非常に広いことは茅ヶ崎市教育委員会から学校へ周知しています。いじめの訴えをすることで、訴えた児童・生徒やその保護者に不利益が生じるようなことは、茅ヶ崎市教育委員会も学校も決して行いません。

(意見76)

昨年、市内の中学校の1年生のクラスが荒れてしまっていて、そのクラスの知り合いの男子生徒がいじめが原因で不登校となり、今も学校に行けていません。

その男子生徒の保護者の話によると、当時、なかなか相手の親に対して伝える事も難しかったため、先生には伝えましたが、何だか親としては時が経ってしまったけれど腑に落ちない気持ちとお話ししておりました。それから、不登校の子ども達の親がつながるコミュニティや、子ども同士も、学校へ行くと1人だけで部屋で勉強するのではなく不登校の子達で勉強できるのもいいのでは、と話しておられました。(その状況ですと、親も子も、孤立しがちだと思いますのでもっともだなと思いました。)

(市の考え方)

現在、茅ヶ崎市教育委員会では、いじめの訴えがあった場合に、いじめを受けたとされる児童・生徒、保護者はもちろんのこと、いじめを行ったとされる児童・生徒、保護者にも適宜情報提供をし、解決に向けた対応を行うよう各学校に伝えております。

長期欠席児童・生徒の登校復帰に向けた支援については、学校のみでできるものではなく、心理的・福祉的観点からのアセスメントが必要です。茅ヶ崎市教育委員会では、教育センターでの相談や、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーなどを活用するなどして、各学校を支援しております。

(意見77)

いじめによって学校に行かれなくなった子どもの保護者です。

いじめた子どもへの指導の際には、教師だけではなく、スクールカウンセラー等の専門の知識を

持った人が同席した方が良いと思います。いじめる側の子どもにもストレスを抱えていたり、何かがある場合が多いと思います。また先生からの注意により、被害者が2次被害を受ける事を防ぐ為でもあります。

担任がダメだったから運が悪かったという事態を防ぐ為、教師にも得手・不得手があるので、うまく対応ができない教師に対して、他の教師や専門家がフォローできる様にしてはいかがでしょうか。

教師が多忙な為、いじめ、不登校などの生徒に対応する専任の教師を各学校に常勤として配置して欲しい。

不登校になった子ども保護者のフォロー、学校に行かれなくなった子どもは家庭で過ごす事になる為、家族が子どもの気持ちに寄り添い、子どもが安心して、家で過ごせる様、早急に保護者の相談に応じられる人や相談機関等を紹介して欲しい。

(市の考え方)

いじめ事案へのフォロー体制につきまして、いじめ防止対策推進法では、学級担任一人に対応を任せず、複数人でフォローするために、組織対応する旨を定めております。

いじめを行った児童・生徒への指導(心理的な支援)や、いじめにより長期欠席となった児童・生徒への支援につきましては、ご指摘いただいたご意見を踏まえ、加筆させていただきます。

修 正 後	修正前
(23ページ~24ページ)	(21ページ)
第6 調査中・調査後の学校対応について	
1 調査中の学校による指導について	
学校が適切な指導を実施するためには、指導	
の前提となる事実が明らかにならなければな	
りません。したがって、原則としては、調査報	
告の結論がまとまった後に、認められた各いじ	
め行為に対する指導は実施されます。ただし、	
いじめを行ったとされる児童・生徒が事実を認	
めた場合など、いじめの事実が明らかに認めら	
れると調査組織が判断した場合は、学校は、調	
査報告書の完成を待たずに、調査組織へ報告し	
た上で、随時指導を実施できます。	
なお、いじめを行った児童・生徒への指導に	
ついては、調査主体が学校かどうかにかかわら	
ず、報告内容を前提に、各学校が実施します。	
3 長期欠席となった児童・生徒への支援とい	
じめ調査について	

長期欠席の児童・生徒の登校再開への支援	
と、いじめ調査は並行して行われるものです。	
どちらか一方を先んじて行っているからとい	
って、他方を行わなくてよいというものではあ	
りません。	
いじめ被害と長期欠席の関係については、	
ー れると、児童・生徒は不登校等になる」と例え	
来事であっても、長期欠席となった根本的な原	
因(それまでに心のコップに水をためてきたも	
の) は、過去のいじめ経験であることが少なく	
ありません。本人が初めていじめ被害を訴えた	
ときに、「昔の出来事だから」と学校が向き合	
す。時間が経過している事案では、最終的に十	
分な裏付けが取れないという調査結果が出る	
可能性もありますが、そのことと調査を全く実	
施しないかは別問題です。学校は、長期欠席の	
児童・生徒からいじめの訴えがあった場合には	
<u>必ず調査を開始します。</u>	
なお、長期欠席の児童・生徒の登校再開に向	
けた支援には、心理的・福祉的観点からのアセ	
スメントも必要です。学校は、長期欠席の児童	
・生徒に対しては、学校が行う対応と併せて、	
当該児童・生徒や保護者に対し、積極的に関係	
機関を紹介するなどして、手厚い支援を実施し	
ます。	
(24ページ)	
4 転校・卒業といじめ調査について	
いじめの被害側が、学区外の市立学校へ転校	
を希望するケースがありますが、法律上のいじ	
めの調査と転校に向けた手続きは異なります。	
法律上のいじめ調査は、学校の同種事案再発	
防止を目的に行われる側面もあるため、原則と	
して、転校や卒業等によりいじめの被害を訴え	

る児童・生徒、加害を疑われる児童・生徒が在	
籍しなくなっても実施します。	

■その他の意見(16件)

(意見78)

いじめの理解の促進の実態として、いじめの対応力とその為の教育が実施されているのかどうか。日本国内で年間大小合わせて40万件を超える事案が起きている事を考えるともう全体の問題であると思い、一つの国語、理科、社会と同じレベルの教科なのかも知れないと思います。

又、日本ではマスコミ等の発信レベルですが加害者に対し何も対処していないのではと思われます。

加害者もある意味精神的に何か抱え込み追い込まれての発散という事も大いに考えられると思います。

加害者のいじめ心理の把握と是正教育も同時進行で絶対必要と思います。

(意見79)

- ① いじめの原因は、根深いと思う。大人の社会でもブラック企業が横行している。いじめの原因は、二つあると思う。一つは、いじめられる子ども(A)がいじめる子ども(B)よりも成績が優秀な場合、B は A に対して、妬み・ひがみを起こす。どんなに頑張っても B は A に対して勉強で勝てないから。この場合、A が B より上の学校に行けば、B はいじめを諦めると思う。二つ目は、いじめられる子ども(A)がいじめる子ども(B)よりも何をやっても劣ってしまい B が A を人間扱いしない場合。しかし、A には、今はだめでも大学進学、就職して B よりも芸術・学術面で伸びることがある。だから、現在のいじめている環境で B は A をバカ扱いしていいのだろうか?そのような点を B の両親・家族の方は家庭内で教える必要があると思う。
- ② いじめは社会悪だと思うので、教育現場、教育委員会、自治体の教育関係部署ひいては文部科学省、国会で声をもっと強くあげていく問題だと思う。忘れてならないのは保護者が自分の子どもがいじめに加わったら、いじめられる子どもの方があなたより優秀な面があるよ。と教えてあげることである。
- ③ いじめは根深い、深刻な問題だと思う。保護者は、自分の子どもが妬み・ひがみ又は他人を虫ケラのように考えていたら、他人を簡単に評価してはいけないことを教えなければいけないと思う。教育関係者は、先生と生徒とは何かを原点に帰って深く考えるべきだと思う。

(意見80)

最近のニュースで"神戸教員いじめ"この加害者たちは、教師という立場なのに「そこまで嫌がってるとは思わなかった」と言っています。いじめや差別がなくならないのは、こういう加害者側の意識だと思います。

私は、いじめ差別は、集団の中では必ずおこると思います。そして、あることをないことにする 学校、教師の態度を、子どもはちゃんと見ています。特に中学校ぐらいになると人としての資質は 子どもでもわかります。

私が、自分の子どもから聞いたのは、先生の中で、生徒と同じノリで生徒をいじる人がいるということでした。からかいや、たとえば、小がらな男子をかわいいと言うことが、本人にとってはいやなことだということに、考えが及ばないようです。

他にも、先生の中には、支配的な人もおり、その先生のキライな生徒を仲間はずれにするといったこともおきていたそうです。

自宅が小学生の通学路のところにあり、毎日。長年、子どもたちを見ていますが、家庭、育ち方、個性により様々な子がいます。きついことを言う子、人が嫌がることをする子、いやなことをされてもがまんする子、いやだと言ってもやめてもらえず暴力で返す子といった、様々な子がいて、毎日、小さなトラブルがおきています。

そのことをふまえて、いじめはない!などと、学校は、考えないでほしいと思います。

(意見81)

「いじめ防止基本方針」とあるが、防止よりむしろ、早期発見・対処に重点を置いていないか? いじめは、人間の当たり前に起きるきもち・嫉妬・負けたくない・甘えたい・・・などの気持ちを うまく処理できないことで起きる。

他人を傷つけ・卑下することで優位に立ち、「自分は大丈夫、強い」と必死で保とうとする。 「いじめはいけないこと」などと分かりきったことを言われるよりも、「辛いんだね」と寄り添って欲しい。

いじめを受けた子や保護者への対応以上に、いじめを行う側の心のケアが大事ではないか。いじめ も精一杯のSOSではないか?

そして、それは重大事態ではないと判断されるような、ともすると、日常の慌ただしさや、行事の勢いに埋もれてしまうような 小さな(と大人が思うような)事に、どれだけ向き合えるかということではないか。

(意見82)

それと、学校によって教職員1人当たりが関わる児度・生徒の数が違いすぎる。これは、学校によって、支援の厚み、SOSを感知できる可能性に差があるということではないか?

場合によっては学区選択可能な地域を広げたり、学区割りを変更するなども行い、子どもが受ける大人の支援の機会を公平にするべきではないか?

乱筆、乱文、大変失礼いたしました。

目を通して下さり、ありがとうございました。

(意見83)

今回の方針に初めて「いじめは重大な人権侵害」(P4)という文言が入り、前回より一歩進んでいていじめへの理解を深めるものとなっている。

(意見84)

「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針(素案)」については大まかには納得できるものでありますが、 現場の教師への教育という点では不満があります。

まずは現状から報告したいので、素案を引用しながら説明いたします。

私の子どもは茅ヶ崎市内の中学校に通っています。昨年度いじめをうけました。学校の対応は管理職などについてはマニュアル通りの対応であり、不満は特にありませんが、初動の担任、学年主任の対応がまずすぎます。被害にあった児童や親の気持ちには寄り添っていません。

(意見85)

前回にはなかったスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの違いが(P8)注意書きとして記入があり、保護者は混同しやすい為、役割の違いがはっきり分かる様気が配られている。

(意見86)

普段、東海岸小に子どもを通わせております。今回この事件もたいへん心を痛めております。また、自分の子ども達のクラスでも度々友達トラブルは起こっておりますが、現状全ての事を担任の先生が把あくする事は不可能です。ものをかくされたり、ゴミ箱にすてられたり後を絶ちません。今回の小5いじめ不登校もしかり、証拠のない中、ご両親はよく立ち上がったな、とその勇気は並々たるものではありません。

今年度からカリタス小の教訓などを踏まえ、校門に監視カメラが付けられましたが、必要なのは内部かな、と思うのです。外部ではありません。せめて、げた箱、トイレ、廊下など。いじめの温床になりやすい場所のみでもカメラを付けることで、抑止力になる気がします。クラスの中までは必要ないと思いますが、学校の数ヶ所にカメラ設置を希望します。

物がなくなる、かくされる事は、児童にとっても心の傷になります。最近はあおり運転などでもドライブレコーダーがあります。証拠をいんめつするような学校に期待するのではなく、動画、画像という動かぬ証拠をもって、先生も対応にあたれば、意見や主張が2転3転するという事もなく、また、それが傷がい事件に匹敵する内容であれば警察も動けるのではないでしょうか。

事なかれ主義、いんび体質の学校、教師に解決を全てゆだねるのではなく、証拠を何らかの形で具現化できる環境になれば、いじめも今よりは減っていくのではないでしょうか。

是非監視カメラ設置を希望したいと思います。小5いじめ児童不登校の教訓をふまえ、学校 校内のみえる化を具体的に望みます。

理想、目標だけでは、子どもを正しい道に導けない世の中になっています。1人でも多く、悩んでいる児童が救われますよう、パブリックコメントに書かせていただきました。

(意見87)

- ⑩ また、今 神戸市須磨区の市立東須磨小学校では教員による教員へのいじめが問題になっています。 (マスコミをはじめとして)
- ① 当局は(校長)「隠蔽の意図なし」「教育に報告しなかった(7月)。市教委は加害者側4教員は全体を指導する立場、注意しずらい環境にあったとか。

- 4教員の1人は「自分が面白ければよかった悪ふざけでやったと」言とか。 また、校長は「7月までいじめの存在も知らず」ハラスメントの認識も甘かった」とか、4教 員同僚にいじめ羽交い絞めで激辛カレー)
- ⑩⑪の件を他山の石とせず、当市としてもこのことがないよう このことを当市も検証したらどうでしょうか。当市の・・・いじめ基本方針が絵に描いたモチにならぬように そして⑩⑪ ⑧⑨を踏えて回答していただくことが 当市のいじめ防止になると思う。
- ③ その根源は関電不正でトップ辞任になり、その全容解明が待たれるか その根源は人事をはじすべて共通しているように思う。それは会社・学校と置き変えても共通しているように思える。学校のため(会社のため)・市民のため(国民のため)生徒のためならない。 不適切な忖度・互思・談合 もたれ合い、立場だけを守る 個人のこと優先していることにならないか。再度書く 当基本方針が絵に描いたモチにならぬように。

(意見88)

- 教育の原点は、かつて映画になった「24の瞳」だと言っている人もある。この映画を見たり、 話し合ったり(市民・教師・子ども)教師の研修の1つとしてとり上たりすることと研修強化 も必要では
- ® 教育の原点は、子どもの目線に立ち、目的に向ってすすむことだと思う。上記⑰とも関連があるか。
- ⑤ たしか秦野市では、元教師そして市民が一緒になって希望する校外補修していることか。このことを調査し、情報提供(市民・教師・・・等に)することもいじめ防止につながると思う。
- ② 労働組合(合法的です)この問題をどう考えていうるのか 分かりません。当市、神戸、鹿児島・・・)
- 20 神戸の件では、教諭いじめの件 被害男性公務災害申請も、教諭いじめ県警捜査へ すなわち 法にふれる行為をする先生(教諭が生徒のいじめ問題をはじめ正しく職務をまっとうできるで しょうか。
- 22 茅ヶ崎市いじめ。同級生の親と市にR1.10.11に賠償提訴したそうです。このことは私はよく知ってはいませんが、H18年2月に第三者委員会が、「いじめがあった」認定書し、同年12月の追加調査では「担任の対応に不適切」と指摘しているようです。
- 23 この程最高裁で、大川小(石巻市)判定確定・県市の上告退け・市教委マニュアル是正指導怠け賠償責任・教職員に学校防災に専門知識がなくても(あっても)・防災に対し・・科学的見解や知識や経験を蓄積し、学校と教委が緊密に情報交換し、人的支援を含め国県市積極的関与が必要、そして地域との連携も必要・住民の協力・そして学校は災難時の避難場所にもなる。このことはいじめ対策にも言える。(学校の防災・いじめをなくす仕組みを)
- **24** また今、平塚市 授業中死亡事故、学校の安全にも瑕疵と報じられている。このことも いじめ対策にも言えると思う。
- 25 色々省略しながら事例をあげ記しましたが、すべてにいじめ問題と共通している点があると思い記しました。「再度記 このような事例を参考に「いじめ対策の基本方針」作り、その方針が絵に描いた」終わらぬよう運営実行を願う。
- 26 ポスティングのパンフに記されているが「情報の吸い上を妨害」処分逃れの職員もいると書か

れている。私はよく知りませんが「いじめ防止はじめ」情報公開をすることが正しい教育、行 政の始めと思う。情報公開なくしていじめはなくならない。

追記

- 28 (前にも記したが(部分)あり「絵に描いた餅にならぬよう課題・問題点記したので検討し?情報公開を」教員同志の教員いじめ「信じがたい劣化を感じます。(1)悪質ないじめ教員による犯罪(法にふれる)行為の数々(内容省略)(2)子どものいじめが全国的に深刻だと思う中根絶先頭立つべきと思う。教育の原点にたち返り、教育原理なぞさらに研修も必要ではと思う。(3)なぜこんこと起き圣緯徹底調査し職員の処分すべきでは ④家族が教育被害を訴えて一部が明らかっなたと思う。⑤前校長うらあり教育報されなかったとか。⑥校長同志で協ぎ人事異動していたとか。⑦人事体系をはじめすべてが閉鎖的な環境も助長していなかったか。⑧当問題は教委に問題かないか。いじめに加担していた教師が過去に児童を押し骨折させたとか。その対応は十分だったか。⑨外部目の届にくい職員室や職員会議ではなかたか 職員全のトラブル。⑩市も教委の実態把握や人事をはじ そのことにつながることの対策してこなかことが助長になり「統治脳力の欠如」と批判とか。⑪教師過重負担や教員の倫理 質の劣化も同市をはじめ全国的に問題になっている気かする。
- **29** 上記なので全国的に問題になっている点もあると思うのでまた今 当市も「被害児と両親は (茅ヶ崎いじめ) 同級の親と市損害倍の訴ているとか。

また当パブコメについてのポスティングあり、また茅ヶ崎市立小いじめ不当校「重大事態」 問題も記も

- **50** 上記内容踏え(職員にもいじめあり)当パブコメ素案をさらに検討(当)し情報公開し そしてその具体方針を「絵に描いたモチ」にしないよう実践を願う。
- 30 全国の中の教諭(師)の中には、「障害がある子ども偏見を少しでも減らしたい」「偏見な社会願い」「心の壁なくしたい」と特別支援教育現場 障害かある子どもと向きあっている教師があるとか。

このことは特別支援教育の現場だけでなくすべての学校でこのこと踏えて実践することが 「いじめのない」社会や学校になると思う。

32 常日頃から基本方針にあるよくに(素案)、すべてのことに関係しているそのすべてを情報公開するなかで「いじめ防止」につながると思う。

※もちろん適切な個人情報保護の上で 注マスコミでも個人名記入もあり 報導あり

(意見89)

H30.7に仙台市へ行政視察を行っている。それを参考に「いじめ防止サミット」を開催する様だが、その際は一般公開をして欲しい。欲を言えば「いじめ対策専任教諭」の配置もご検討頂きたい。教員はすでに多忙を極めており、資質向上を言っても限界がある。スクールロイヤーは配置された様だが各校1名の専任教諭の配置を望む。ここは予算をかけて!

(意見90)

パブリックコメントの資料と同時に、「教育委員会の点検・評価」を閲覧させていただきました。 その中で伺いたいことがあります。 各事業において、目標値を定め、その回数、日数、件数に届いたことで評価 S となっておりますが、この評価の仕方に意味はあるのでしょうか? 例えば「いじめ防止対策推進事業」で、調査会が、2回行われ S。又、取り組みの成果として、 "教員の感度が高まり、早い段階で対応できるようになった"という内容が記されています。

しかし、実際はどうでしょうか?

各小中学校の現状と合致しているでしょうか?

支援を必要としてきた子どもたちと保護者の声は反映されているでしょうか?

"安心を与える"ということと"上手くいっているように装う"ことは違います。

市民が閲覧可能な資料ということで、とても前向きな良い印象を与える内容になっているのかもしれませんが、点検・評価をされた方々が、どう具体的に判断されたのか、知りたくなりました。

もっと危機感を持って、取り組んでいただきたいです。

意見91については、提出されたコメント用紙の記載内容について、読み取りが困難であり、意味が通じない箇所もある。読み取れる部分のみ、例えば1か所のみ回答することでも良いとのことであるが、まったく意味が不明であるので、その他として扱うことにする。 (市民自治推進課確認済み)

(「?」の表記は文字の読み取りができなかった部分)

(意見91)

P-7 大人の社会が子どもをいじめ食いものにする行為について、性的ないじめは解決100%不可。

すでに既報のとおり、小学生2-3年に<mark>?</mark>なみ行為、陰部<mark>?</mark> について、行政に連携、児相に相談しても白紙となっている今日。

子ども同志が、こんな卑わいな事は100%成?しません。

司法当局者の行為は許す。行政当局の考え方が影響ではないか 3年―4年すぎようとしています。

教育者が生徒集団に、全裸にしての娯楽も問題外ですが、2<mark>?</mark>人90名の制裁は許すのか、否かですね。

この2件私が厳重に?はしましたが

この2件、行政官は誰かいますか、問います。

グランドでかけっこが体操ですか 教育長へ

鬼ごっこですか 否か

続編

1、たばこ・酒の問題外として少年グループの非行化に今日、アニメの<mark>?</mark>に育成します。 すでにこの少年は、小学校に入学していますが、教育長個人で<mark>?</mark>出きますか 否か

2、過去(化石)

20・30年前に大人からこんなあんな事をさせられた性的な行為に対する?、うっぷんを晴

アニメの社会

子どもを殺す行為 千葉県

東京目黒

鹿児島

神奈川 (チガサキ) でも発生しています。

学力と子どもの仕?に対する対比(主?)?上村?14についても、チガサキ(25年前に発生しているのである部活からのもの 私が毎日、付き添いにて???? いくら防止をしようとしても、ポリスの熱意が不足ですね、親のバイチ→子どもの成績についても家庭教師 ボランティアがこの子を救助しています。昭和46年に家庭内乱騒→職場内乱騒もその一つです。大人の偏くつ、編曲者が中学、小学、変様の?に?行為が原因になってくる。すでに3才児にて SEX を営む人がチガサキにて出現しています。

いじめに対する行政・形式化は全て中止か廃止にしましょう。今?の?

大人から大人(?面しての活動)他の機関から具体的に?い地下のダイコクネズミだ

?の役員(地域づくり弱員の中に介在しています。何ぜ故もって、この人の命令を?なければならないのか・・役員の人々の?をするなですな

パトロールの強制化もそのものです。テメーでパトロールをしたの<mark>?</mark> 一日たりとも、この20年、30年間・・・他力本願(団体の連携ですが) 市から感謝状<mark>?</mark>出せよと私は<mark>??</mark>自分で建前<mark>?</mark>むが出来たのか、やったのか 働くの治安についての諸問題についてのもの 司法行政も解決できないを 私は?してきます。

参考 振り込め、いじめについてこの代金<mark>????</mark>は取り?してくれましたか 弁護士も、<mark>?</mark>いじめの???は参入しないこと 大学の心理学者もね。

いじめへの限度・程度・性格・性質

傷害を残す

障害を残す・・・生涯に対して60年の逆<mark>らうみ</mark>も出てくる

- 1、即・・・仕返しするもの
- 2、時間・・・長期的なすもの
- 3、当人に対する今日・・12000万人の人々実態調査は、

共通点•••

妥協

許せる

成績の評価・・は生涯に<mark>??</mark>をなす

具体的・・・小学校3-4年で4カ国を話す生徒について

- ① うとましくやかましいので扱いは、扱いはほどほどにという見方
- ② 中学生で国大入試合格者へのねたみも 記憶力の偏差値・・・茅ヶ崎市内でのもの
- ③ 奴隷的行為が命令が生徒をだめにする

実例・・・登校の姿・・を強く申し入れられる

否

※少年に対し無?なる犯罪を負わせること 4-5件は司法のやることか否か、 相模原の老人?院殺人事件他、本当の罪人になりましたね。幼少時代が今日に大人に なり 大人に?をする

京都アニメについても全国的に?が見ています。

市内で決着できるものはない

援助交際、援<mark>?・・外?</mark>も行ってまでも・その先の子ども?いやがらせ種的も・こうした面を教育が基本的に研究のこと

いじめに関する論文ならプレゼントしますよ 400詰×300枚について

全県大統一にてやること第3?、常識人を介在させてな

私の物まで盗むのもいじめですね 教師へ

いじめ素案は、・・・いじめは100%不可能です。

社会人が、子どもをいじめると同じように

大人が手本で犬に竹刀。猪の尾を持って振り回し、アスファルトにたたきつけ?にしてゴミ袋 → 市の清掃員に手伝わせる。ツバメの巣、目白、ウグイスをいじめる姿を学校、行き帰えりにしては 子どもに説明がつきません

犬に躾け・・で竹刀で殴る 司法行政官・・は<mark>?</mark>しい<mark>も</mark>の教育 <mark>?も?</mark>ことです。 行政から司法当局にフレームを申し入れること。

2019.9.8 救助した<mark>?</mark>の<mark>?も?</mark>もあるが、こうした場面はことごとく<mark>?</mark>していてはしめくくりが出来ませんね。竹刀なら殴っても良い日本ですね。(市民代表者一防犯指導者一警察 **OB** がね)

※相模川の洪水の中に生きている人間を?しての行為も神奈川県内 近隣 神川橋 でのこと \rightarrow 柳島 \rightarrow 伊豆大島へと信用不能の大人の我々全体で教師<mark>??</mark>やること 弱者をいじめての

大人の社会ではね まだまだ凶悪事件が続行します。

いじめ

先す 住宅(借家)か自分の家か から始まる。

親の姿・・・プライベート

田舎と町の状況

総体的に

P-13、あてに出来ますか、(6) 警察と連携は可にしても長期間この様子を行れるのが否か・・根気のいること。

川崎上村氏弟11才から50mのポイントでも?不可能? すみますがな。

問題少年 1ヶ月1回 又は2回と巡回できますか

結論、推測ですが、学校? 公民館<mark>?</mark>にも<mark>?</mark> きます。この20年間の活動ですが、 重大事案は毎日です。大人の重大と子どもの重大<mark>?</mark>を比較すること

本文の素案について うそをうそで貫抜きとおすな

(地球温暖化休止と同じことですが)

基本方針の図型のあやまり

- P. 4についてのもの・・・ふざけ合いが長期間なしている
- P. 6 学警連問題・・・今まで解決したものは 茅ヶ崎・他市についても0%
- P-7 情報共有していて何になりますか(?介入
- P-12.13.14・・・口止め行政では全てやるだけこけですね。

防犯会議・・・梅田課長の同一職 安全対策課全員 暴力団風の黒服男 こんな男が何 か得にしましたか

教育相談通告、 ラチはつかないこと

私の体験から・・・30、40才になっても、うらみつづけている人もいます。男女中?

口立ち話し これが?ですか。

やきもち、ねたみ補導これを児想に通告しますか。

公然にして、SEXや抱き合って接客していたわけではない。私が現場を見ています。悪ふざけでも何でもありません。ポリスの種?を市では何か反省されましたか。梅田課長時代の全職員偏見意識は中止しましょう

種ね付け(強姦)が重大な事ではないのかね)

行為者不詳なるも、茅ヶ崎駅コインロッカー殺人死体放ちについても<mark>?</mark>したのですね。とりかえ しのつかない少年補導 万引きしているポリスマンが少年補導ですか 時代?常他、このため に閉店したところもあります。茅ヶ崎市内にて

別例、保護司でも同じこと。自分の<mark>?</mark>分を果したかです。肩書きのみでのものなら廃止させること 全県?。少年院脱走者についての行政を丸投げしていて本件の事案に口出しをするなですね。

市民からの苦情、諸問題、困り事の相談結果です。

市商工会議所からのクレームをだまってろとはね 市職員さん 中立 公平 公正に活動する こと 中傷誹謗ではありません。にせの補導カードが そんなに大切ですか。教育委員会は本件 について直ちに教師を?すること ? の態度が不良ですか ダイコクネズミの言う事がね 良 く子どものアンケートをとること

(意見92)

学校組織的対応の強化について

- ・学校対応の分析が必要であるが、いじめには加害者と被害者がいます。自ずと各言い分が出てきます。その言い分にどのように対応し、方向性を間違いなく明確に伝えることができるか。
- ・学校いじめ防止基本方針を徹底することにより、問題点をみんなで考える。組織だけでなく、人 として対応してほしい。

(意見93)

重大事態への対応強化について

いじめ重大事態はいのちだと思います。いのちがあれば、この世の中、どうにか生きていけると 思います。そして、健康な身体を整えること、それを大人がどのように対応するかに子どもたちも 変わると思います。